

## 寄附と税金について

当院への寄附金につきましては、特定公益増進法人への寄附として税法上（所得税、法人税、相続税）の優遇措置があります。

また、津市にお住まいの方であれば、個人住民税及び個人県民税の寄附金税額控除の対象になります。

※ 税金控除の詳細については、お近くの税務署や税務相談室、県又は市町の税務担当窓口にお問い合わせ下さい。

## 個人住民税の寄附金控除制度について

### 1. 個人住民税等の寄附金控除制度とは

一定の団体に個人が寄附をした場合、申告を行うことで個人住民税等の一定の額が税額から控除される制度です。

### 2. 寄附金税額控除額の例（基本控除額）※津市及び愛知県の場合

（寄附金額－2,000円）×6％に相当する金額が個人住民税から控除されます。

（寄附金額－2,000円）×4％に相当する金額が個人県民税から控除されます。

※ 総所得金額等の30％が限度です。

### 3. 寄附金税額控除の手続

個人住民税から寄附金税額控除を受けるためには、寄附した方からの申告が必要となります。

#### ○ 確定申告が必要です。

寄附をした翌年の3月15日までに、所得税の確定申告をする必要があります。

#### ○ 申告にあたっては、寄附をした際に受け取った寄附金受領証明書等が必要です。

○ 寄附をした翌年1月1日に津市にお住まいであれば、津市で寄附金税額控除を受けることができます。

○ 対象となる寄附金につきましては、お住まいの県又は市町の税務担当窓口にお問い合わせ下さい。

## 寄附者が法人の場合

法人の方が寄附を行う場合、寄附金額の全額を損金に算入することができます。

※ 法人税法第37条第3項、第4項

◎税金についてのお問い合わせ先

●津市政策財務部市民税課市民税担当 TEL：059-229-3130

URL：<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000006982/index.html>

●三重県総務部税収確保課課税支援班 TEL：059-224-2128

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/28775017934.htm>